

付 議 第 3 号

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における 一斉臨時休業に関する議案

新型コロナウイルス感染症対策のため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づき、すべての県立学校を臨時休業とすることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(36) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると求める事項を決定すること。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策のため、下記のとおり県立学校を一斉臨時休業とする

記

1 臨時休業期間・対象校

(1) 4月17日現在、休業となっていない県立高等学校(全課程)、県立中学校(別紙1)

- ・ 臨時休業期間 **令和2年4月21日(火)～5月6日(水)**

※ 臨時休業期間に関わらず、準備ができ次第休業することとする。

※ 通信制の添削指導については、可能な範囲で引き続き行うものとする。

(2) 4月17日現在、休業となっている県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校(別紙1)

- ・ 臨時休業期間 **休業期間を5月6日(水)まで延長**

2 臨時休業期間中の登校日の設定等

- ① 臨時休業期間中の生徒の学習状況の確認や健康指導等を適切に行う観点から、登校日を設定することも可能とする。その場合は、例えば、生徒を学年に分けるなど分散し登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止の措置をとること。
- ② 学校の寄宿舎については、登校日等の設定もあることから、感染防止対策を講じたうえで、生徒が利用できるよう学校の寄宿舎は閉鎖しないこととする。
- ③ 今後、感染者の確認状況によっては、登校日の設定を取りやめる場合もある。

3 臨時休業対象校の児童生徒への対応

- ① 臨時休業中の児童生徒は自宅学習期間とする。

やむを得ない事情で生徒を登校日以外に登校させる場合は、必ず個別対応とし短時間で実施する。

- ② 臨時休業の準備期間を活用して、今後の感染拡大を終息させるため、また何より子どもたちの健康・安全を第一に考え、併せて高校生という若い世代がウイルス感染に関して家族や社会に与える影響等も含めて臨時休業を行うことの意義を伝え、休業期間中の生活行動などについての指導を行うこと。また、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別、いじめなどにつながる行為等がないよう、重ねて指導を行うこと。

4 生徒の部活動等について

生徒の部活動や正課外の学習活動は、4月17日(金)から5月6日(水)まで禁止する。

R2. 4. 17 現在

＜臨時休業となっていない学校＞

高等学校 9校 (全・定を含む)	室戸高校、中芸高校、安芸高校、安芸桜ヶ丘高校、嶺北高校 須崎総合高校、窪川高校、禰原高校、四万十高校
中学校 1校	安芸中学校

＜臨時休業となっている学校＞

■ 令和2年4月10日(金)～4月24日(金)

高等学校 15校 (全・定を含む)	高知農業高校、岡豊高校、高知東高校、高知南高校、高知工業高校 高知追手前高校、高知丸の内高校、高知小津高校、高知西高校 春野高校、大方高校、幡多農業高校、中村高校、宿毛工業高校 宿毛高校
中学校 2校	高知南中学校、中村中学校

■ 令和2年4月13日(月)～4月24日(金)

高等学校 7校 (全・定を含む)	城山高校、山田高校、高知東工業高校、高知北高校、伊野商業高校 西土佐分校、清水高校
中学校 1校	高知国際中学校
特別支援学校 13校	すべての本校・分校

■ 令和2年4月15日(水)～4月24日(金)

高等学校 4校 (全・定を含む)	吾北分校 高岡高校、高知海洋高校、佐川高校
------------------------	--------------------------

＜臨時休業とならない課程＞

■ 高等学校の通信制

高知北高校、大方高校

ただし、臨時休業期間中のスクーリングは実施しない。